

「香川県ファシリティマネジメント推進計画」の概要

ファシリティマネジメントとは・・・

企業や団体等が、保有又は使用する全施設資産とそれらの利用環境（＝ファシリティ）を、経営戦略的視点から総合的かつ総括的に企画、管理、活用するという考え方のこと。

目的

ファシリティマネジメントの考え方を踏まえ、県有資産の保有総量の適正化や効率的な利用、建物の長寿命化などにより、県有資産を有効に利活用することを目的とする。

計画期間

令和8年度～令和12年度（5か年）

対象とする資産

県の保有する建物、土地（ただし、道路施設などのインフラは除く。）

資産の保有状況

令和7年4月1日現在

- 県有建物：3,598棟 延床面積 約182万㎡
40年以上経過している建物は40.5%
▶今後、更新や修繕等の時期の集中が見込まれる。
- 県有地：約1,477万㎡（うち現在利用されていない土地は約17万㎡。そのうち未利用地は約14万㎡。）

香川県ファシリティマネジメント5本柱の取組み

柱① ファシリティ情報の一元化

- 1 ファシリティ情報の一元的管理の推進
- 2 県有建物劣化状況調査の実施

柱② 県有資産の効率的な運用や長寿命化

- 1 県有建物の保有総量適正化の推進
 - ① 国、市町との積極的な連携
 - ② 更新や新設等にかかる計画当初からの評価（一次評価）の実施
 - ③ 更新や新設等にかかる予算要求前の評価（二次評価）の実施
- 2 県有建物の管理運営の効率化
- 3 県有建物の長寿命化の推進
 - ① 県有建物の長期保全の推進
 - ② 長寿命化を踏まえた設計基準による取組み
 - ③ 国による財政支援の活用
- 4 空きスペース等の有効活用
- 5 災害時における県有建物の有効活用
- 6 老朽化建物状況調査

柱③ 維持管理経費の縮減

- 1 維持管理業務の効率化
- 2 光熱水費等の縮減
 - ① E S C O事業の実施
 - ② 県有建物のLED化の推進
 - ③ 施設や設備の運用の改善、省エネ型機器の導入の推進
 - ④ クールビズ・ウォームビズの実施

柱④ 未利用地の処分・利活用の推進

- 1 未利用地の効率的な処分・利活用の推進
- 2 災害時における未利用地の暫定的利用

柱⑤ 安全で安心できる県有建物の維持

- 1 県有建物の耐震化の推進
- 2 震災に備えたソフト対策の実施
- 3 県有建物の安全性の確保
 - ① 安全点検の実施
 - ② 危険性が認められた場合の対応
- 4 ユニバーサルデザインの推進

ファシリティマネジメントの推進